

## 記載内容の訂正とお詫び（正誤表）

令和7年8月1日に発行しました「雇用保険事務手続きの手引き（令和7年8月）」、「育児休業等給付制度のご案内」、「介護休業給付制度のご案内」において、掲載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

### 雇用保険事務手続きの手引き

#### 令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

誤	正
<p>P137：第11章 3 介護休業給付について（4）支給額</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 532,200円※（令和7年7月31日までは518,100円） 下限額 90,300円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>	<p>P137：第11章 3 介護休業給付について（4）支給額</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 532,200円※（令和7年7月31日までは518,100円） 下限額 90,420円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>
<p>P160：第12章 4 育児休業給付について（1）受給資格</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 483,300円※（令和7年7月31日までは470,700円） 下限額 88,500円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>	<p>P160：第12章 4 育児休業給付について（1）受給資格</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 483,300円※（令和7年7月31日までは470,700円） 下限額 90,420円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>
<p>P176：第12章 5 出生後休業支援給付金について （1）経過措置</p>	<p>P176：第12章 5 出生後休業支援給付金について （1）出生後休業支援給付金とは</p>
<p>P180：第12章 5 出生後休業支援給付金について （3）支給額 【支給算出額の事例2】</p> <p>③ 支給対象期間中に賃金が39万円支払われた場合（賃金月額の80%以上） →育児休業給付金は支給されません。</p>	<p>P180：第12章 5 出生後休業支援給付金について （3）支給額 【支給算出額の事例2】</p> <p>③ 支給対象期間中に賃金が39万円支払われた場合（賃金月額の80%以上） →育児休業給付金は支給されません。 →出生後休業支援給付金は支給されません。</p>
<p>P188：第12章 6 育児時短就業給付金について （2）受給資格</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 483,300円※（令和7年7月31日までは470,700円） 下限額 88,500円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>	<p>P188：第12章 6 育児時短就業給付金について （2）受給資格</p> <p>令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額</p> <p>上限額 483,300円※（令和7年7月31日までは470,700円） 下限額 90,420円※（令和7年7月31日までは86,070円） ※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。</p>
<p>P190：第12章 6 育児時短就業給付金について （5）支給額</p> <p>イ 支払われた賃金額（※1）が育児時短就業開始時賃金月額の80%以下の場合</p> <p>ロ 支払われた賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%～100%未満の場合</p>	<p>P190：第12章 6 育児時短就業給付金について （5）支給額</p> <p>イ 支払われた賃金額（※1）が育児時短就業開始時賃金月額の90%以下の場合</p> <p>ロ 支払われた賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%超～100%未満の場合</p>
<p>P192：第12章 6 育児時短就業給付金について （5）支給額【早見表の見方】</p> <p>（注1）育児時短就業開始時賃金月額は、算定した額が483,300円を超える場合は、483,300円となります。また、算定した額が88,500円を下回る場合は、88,500円となります。</p>	<p>P192：第12章 6 育児時短就業給付金について （5）支給額【早見表の見方】</p> <p>（注1）育児時短就業開始時賃金月額は、算定した額が483,300円を超える場合は、483,300円となります。また、算定した額が90,420円を下回る場合は、90,420円となります。</p>

## 育児休業等給付制度のご案内

### 2 出生時育児休業給付金（3）支給額

※休業開始時賃金日額の上限額は16,110円、下限額は2,950円となります。(令和7年8月1日現在)



※休業開始時賃金日額の上限額は16,110円、下限額は3,014円となります。(令和7年8月1日現在)

### 5 育児時短就業給付金（3）支給額

- ① 各月に支払われる賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の80%以下の場合
- ② 各月に支払われる賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%～100%未満の場合



- ① 各月に支払われる賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%以下の場合
- ② 各月に支払われる賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%超～100%未満の場合

## 介護休業給付制度のご案内

### 3 支給される金額は・・・

※休業開始時賃金日額は算定した額が17,740円を超える場合は17,740円となり、3,010円を下回る場合は3,010円となります。(令和7年7月31日までに介護休業を開始した場合の賃金日額の上限額及び下限額は異なります。)



※休業開始時賃金日額は算定した額が17,740円を超える場合は17,740円となり、3,014円を下回る場合は3,014円となります。(令和7年7月31日までに介護休業を開始した場合の賃金日額の上限額及び下限額は異なります。)